

シンガポールにおける マネー・ロンダリング対策強化の動き

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU SINGAPORE LLP
Head of Singapore Office
福井 信雄



1. はじめに

2023年8月、シンガポール史上最大規模のマネー・ロンダリング事件が摘発され、様々なメディアでも大きく取り上げられましたのでご記憶の方も多いことと思います。同事件では、詐欺やオンラインギャンブル等の海外における組織的犯罪によって得た資金が洗浄されたという容疑で、これまでに10人の外国籍の容疑者が逮捕起訴されました。さらに、2024年に入ってシンガポール警察は新たに2名のカンボジア籍の外国人に対してマネー・ロンダリングの容疑で逮捕状を発行し、国際刑事警察機構（インターポール）もレッド・ノーティスを発行したと発表しました。一連の捜査で押収・凍結された資産は、現金、不動産、高級車、宝飾品などを合わせて、当初の10億シンガポールドルから現段階で30億シンガポールドル（約3300億円）超にまで膨れ上がり、世界史上で見ても過去最大規模のマネー・ロンダリング事件に発展しています。近年マネー・ロンダリング対策に力を入れてきたシンガポールでこのような事件が起きたことは衝撃を持って受け止められている一方で、今回の事件の摘発を受けて、更なる規制強化の動きが出てきており、今後シンガポールでの会社設立手続や名義株主・取締役の利用に関するルールが厳格化され、シンガポールへの投資を検討する外国企業にも一定の影響が及ぶことも予想されます。そこで本稿では、シンガポールの現在のマネー・ロンダリング対策規制と今後の規制強化の動きの概要をご紹介します。

2. マネー・ロンダリング対策規制の概要

(1) CDSAによる規制

シンガポールにおけるマネー・ロンダリング対策に関する主要な法令としては、汚職、薬物取引その他重大犯罪の利得没収法（Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act (CDSA)）が挙げられます。同法は、一定の薬物取引その他の重大犯罪によって得られた収益の取得、保有、使用、隠匿及び移転等の行為を禁止し、かかる収益の没収について規定するものです。また、同法は、ある財産がかかる収益であること又はこれに関連して使用され若しくは使用される予定であることを、取引や業務等の過程で知り又は疑うに足りる合理的な理由がある者に対し、疑義取引報告（Suspicious Transaction Report）を義務づけています。

(2) 特別法による規制

銀行等の金融機関をはじめとする一部の業種又は専門職に対しては、特別法等によって、マネー・ロンダリング対策のための規制が加重されています。例えば、金融機関、不動産代理業者、企業向けサービスプロバイダー、弁護士・会計士、貴金属類取引業者等は、取引を開始する際等に、顧客に対するデュー・ディリジェンスを実施することが要請されています。特に最近では金融機関による顧客に対するデュー・ディリジェンスが厳格化されているのか、日本企業がシンガポールに子会社を設立する場合でも、口座開設に数ヶ月単位の時間を要したり最終的

に口座開設自体を断られたりするケースも散見されています。

3. マネー・ロンダリング対策強化の動き

(1) 省庁間委員会の新設

今回の事件を受け、2023年10月初旬、マネー・ロンダリング対策強化に向け、MAS、内務省（Ministry of Home Affairs）、法務省（Ministry of Law）、人材省（Ministry of Manpower）及び通商産業省（Ministry of Trade and Industry）からなる委員会が新たに設置されることが発表されました。同委員会は、①企業構造のマネー・ロンダリングへの悪用防止、②金融機関による疑わしい取引に対する統制及び連携の強化、③その他企業向けサービスプロバイダー、不動産代理業者、貴金属類取引業者等によるマネー・ロンダリング・リスクの監視の強化、及び④疑わしい活動の発見のための政府横断的な監視能力の集中と強化、という4項目を中心に、反マネー・ロンダリング体制の見直しを図ることが予定されています。

(2) ACRAによる法改正の動き

会計企業規制庁（Accounting and Corporate Regulatory Authority（ACRA））は、今回の事件が発覚する以前からマネー・ロンダリング対策の強化に動き出しており、具体的には、①会社法の改正、②ACRA法の改正、③Corporate Service Providers法（CSP法）の制定に向けて2022年に同（改正）法案をパブリックコメントに付しました。これらは2024年前半には議会上程される予定になっており、大要、以下の点が盛り込まれることが想定されています。

(ア) 会社法の改正

シンガポール会社法（Companies Act 1967）上、会社はシンガポールに居住する取締役を最低1名選任しなければならないとされており、これは会社による違法行為があった場合にその責任をとる者を確保するためという意味合いもあり、マネー・ロンダリング対策としても一定の意味があると考えられま

す。ただ、実態としては、かかる要請を満たすため、現地居住者を名義取締役（nominee director）として派遣するサービスを提供する会社がシンガポールには多数存在しており、外資系企業等で現地に居住する取締役を確保することができない場合に、かかるサービスを利用して現地居住の取締役を手配することが一般的に行われています。また、外資規制が厳しい国では規制業種に参入する目的で現地国籍の方を名義株主として利用するような投資が行われることもあります。シンガポールはほとんど外資規制がないこともあり、名義株主を利用することを禁止する制度も現状ありません。

他方で、こういった名義株主・名義取締役（ノミニー）の利用を許容すると、会社の実質的所有者・意思決定権者が誰なのが見えにくくなってしまい、マネー・ロンダリングを含めて企業犯罪の温床となるリスクも出てきます。今回の改正案では、会社としての透明性を高めるために、ノミニーを利用する場合にはノミニーであることと、ノミニーの任命者（多くの場合、会社の実質的所有者）が誰であるかをACRAに開示することを当事者に義務付け、さらにACRAはノミニーを利用していることを公示することが盛り込まれています。

(イ) ACRA法の改正

ACRA法とは、会計企業規制庁（ACRA）の設立根拠法でもあり、企業の透明性、信頼性及び誠実さを確保し、経済の健全な発展を支えることを目的とするものです。ACRAの主要な役割の一つは、企業が法令を遵守し、適切に運営されることを確保することであり、企業登記、財務報告、規制遵守などのプロセスを監督し、法的な基準を満たしていることを確認することをその業務としています。

ACRAへの報告等が正確かつ適切になされることはACRAの運営にとって重要であり、かかる業務を専門に代行するRegistered Filing Agent（RFA）と呼ばれる登録事業者もいます。RFAはACRAのウェブサイトでも確認することができ、RFAにACRAへの報告等を代行してもらうこともできますし、企業が自ら行うことも可能とされています。今回の改正では、RFAがその登録条件に違反したことが判明し

た場合、違反1件につき現状の25,000シンガポールドルから50,000シンガポールドルに罰金の上限を引き上げることが提案されています。

(ウ) CSP法の制定

CSP法案は、主に会社秘書業務を提供する事業者(CSP)の業務の適正化、透明性の確保を企図した法案で、金融活動作業部会(FATF)の勧告にも沿ったマネー・ロンダリング対策の一環と位置づけられています。いわゆるパナマ文書が公開された際にも、CSPが顧客のために設立したペーパーカンパニーが違法なマネー・ロンダリング行為に利用される事案が発生しているといった報道がありましたが、CSPに対しては、ACRAによる監視・監督が十分に行き届いていないという問題意識があるものと思われます。

CSP法案では、(i) シンガポール国内で会社秘書業務を提供する全ての事業者に対し、CSPとしてACRAへの登録が義務付けられることとなります。また、(ii) CSPに対して、名義取締役となる個人が取締役としての適切な資質を有する者であることや、複数の取締役の地位に就く場合に所定の研修要件を満たしていることの確認を義務付けることなどにより、名義取締役の適切な利用を実現する措置が導入されることとなります。外国投資家目線で見ただけでは、今後名義取締役の適切な候補を見つけることがより難しくなるという懸念も考えられます。

(3) MAS規則改正の動き

MASは従前より、マネー・ロンダリング、テロ資金供与に対する規制強化には力を入れており、シンガポールはFATFからも比較的高い評価を受けていました。それだけに今回の事件はマネー・ロンダリング事件を未然に防止することの難しさを感じさせるものでもありました。

現時点における金融機関に対するマネー・ロンダリングに関連するMASの規則はMAS通達626号で、2022年3月1日に改定されたものが最新のものになります。直近では同通達の新たな改正項目としてCOSMIC (Collaborative Sharing of Money

Laundering/Terrorism Financing (ML/TF) Information & Cases) と呼ばれるデジタルプラットフォームの導入が検討されています。このプラットフォームに参加するシンガポールの金融機関は、相互に一定の情報を共有することが認められ、これによりマネー・ロンダリングやテロ資金供与など不正な取引を事前に防ぐことが企図されています。

4. 終わりに

今回の巨額のマネー・ロンダリング事件を受けて、シンガポール当局が今後更に規制や監視を強化させることはほぼ確実な状況にあると言えます。他方で、シンガポールは外国企業による投資を幅広く受け入れており、ビジネス面での利便性の高さは世界でも有数であり、経済効率性の高い事業環境を実現しています。公正な競争環境や事業環境を維持する観点から一定の規制強化が必要であることについては首肯するものではありませんが、過度な規制強化によりシンガポールの強みである利便性の高さが損なわれないような制度設計が期待されるところです。

執筆者氏名

福井 信雄 (ふくい のぶお)

経歴

長島・大野・常松法律事務所パートナー (シンガポール・オフィス代表)。2001年東京大学法学部卒業、2009年デューク大学ロースクール卒業 (LL.M)。2010年から2013年までインドネシアの現地法律事務所執務。2013年末にシンガポールに拠点を移し、以降現在に至るまで東南アジア各国の法務に従事している。

nobuo_fukui@noandt.com